

福祉医療費助成のお支払いについて

町では、障がい者・一人親家庭等・乳幼児等を対象に医療費の助成を行っています。それぞれの対象や助成額については次のとおりです。

	障がい者	一人親家庭等	乳幼児等
対象者	- 身体障害者（身体障害者手帳1級～3級の方） - 知的障害者（判定機関にて知能指数が35以下と判定された方）又は療育手帳の障害程度が最重度・重度の方 - 身体障害者（身体障害者手帳4級の方）で知的障害者（判定機関にて知能指数が36以上50以下と判定された方）又は療育手帳の障害程度が中度の方 - 精神障害者（精神障害者保健福祉手帳1級の方） ※ただし、通院のみ	- 父母のない18歳未満の児童 18歳未満の児童を扶養している母子家庭の母親又は父子家庭の父親とその扶養されている18歳未満の児童	小学校修了前（12歳に達した後の最初に迎える3月31日まで）の乳幼児等
所得制限	あり		なし
助成額	保険診療の自己負担額 ※入院時食事療養費及び入院時生活療養費に係る自己負担額は助成の対象となりません。 ※健康診断等の保険で認められない診療は助成の対象となりません。 ※高額療養費及び各健康保険で定められた附加給付額を控除した額となります。		

※65歳以上重度障害者（上記の障がい者で後期高齢者医療該当者）の方が医療費の助成を請求するには、「65歳以上重度障害者医療費給付申請書」の提出が必要です。診療を受けた翌月に申請書を子育て健康課窓口へご提出ください。また、障がい者・一人親家庭等・乳幼児等の方も**三重県外の医療機関で診療を受けた場合には**、「福祉医療費領収証明書」の提出が必要です。診療を受けた翌月に医療機関の領収書（捺印のある医療保険点数分と他の部分が区別された原本に限る）を添付して、子育て健康課窓口へご提出ください。

※助成金の支払日は、県内医療機関での診療分の場合、診療月の翌々月（**65歳以上重度障害者の方は診療月の6ヶ月後**）の25日（25日が土・日・祝日の場合はその前後）です。ただし、これは原則的な期間です。さらに月数を要する場合がありますのでご容赦ください。

なお、助成金の明細は「医療費助成口座振込通知書（はがき）」でお知らせします。ご不明な点がございましたら、子育て健康課（電話377-5652）までお問合せください。

※高額療養費及び各健康保険で定められた附加給付額につきましては、加入している健康保険組合等にお問合せください。

戦後強制
抑留者の皆様へ

シベリア戦後強制抑留者に対する
特別給付金を支給しています。

請求受付期間は、平成24年3月31日です。まだ請求されていない方は、お急ぎください。請求期間内に特別給付金支給の請求がなかった場合には、支給されません。請求書をお持ちでない方は、当基金から請求書類をお送りしますので、至急、当基金にご連絡ください。

※すでに特別給付金を支給された方は、再度の請求はできません。

対象者は、旧ソ連邦またはモンゴル国の地域における戦後強制抑留者で、平成22年6月16日に日本国籍を有するご存命の方【特別措置法施行日（平成22年6月16日）以降に亡くなられた方の相続人は請求できますが、施行日前に亡くなられた方のご遺族などは、対象になっていません】

問い合わせ先：独立行政法人平和祈念事業特別基金 事業部特別給付金認定担当
 ナビダイヤル：0570-059-204（IP電話、PHSからは電話：03-5860-2748）
 受付時間：平日 午前9時～午後6時（土、日、祝日はご利用いただけません。）